

施設型給付費等の額に係る法定代理受理の通知について

＊「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第14条第1項の規定に基づき、認定こども園が法定代理受理した施設型給付費等の額を下記のとおりお知らせします。

令和6年度 みつづかこども園における公定価格一覧

保育認定

月	必要量	1人当たり月額（円）			
		4歳以上児	3歳児	1、2歳児	乳児
4月	標準時間	58,340	76,840	129,250	223,520
	短時間	53,770	72,270	124,680	218,950
5月	標準時間	58,320	76,820	129,230	223,500
	短時間	53,750	72,250	124,660	218,930
6月	標準時間	58,140	76,640	129,050	223,320
	短時間	53,570	72,070	124,480	218,750
7月	標準時間	51,670	70,170	129,000	223,270
	短時間	47,100	65,600	124,430	218,700
8月	標準時間	51,640	70,140	128,970	223,240
	短時間	47,070	65,570	124,400	218,670
9月	標準時間	51,700	70,200	129,030	223,300
	短時間	47,130	65,630	124,460	218,730
10月	標準時間	51,750	70,250	129,080	223,350
	短時間	47,180	65,680	124,510	218,780
11月	標準時間	45,250	63,750	129,000	223,270
	短時間	40,680	59,180	124,430	218,700
12月	標準時間	45,280	63,780	129,030	223,300
	短時間	40,710	59,210	124,460	218,730
1月	標準時間	45,280	63,780	129,030	223,300
	短時間	40,710	59,210	124,460	218,730
2月	標準時間	45,330	63,830	129,080	223,350
	短時間	40,760	59,260	124,510	218,780
3月	標準時間	54,350	72,850	138,100	232,370
	短時間	49,780	68,280	133,530	227,800

＊みつづかこども園で代理受理した施設型給付費等は、上記の公定価格の額から保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。

＊3歳以上児のうち、副食費の徴収を免除されている子は、上記額に4,800円を加算した額が公定価格の額となります。

教育認定

月	必要量	1人当たり月額（円）		
		4歳以上児	3歳児	2歳児
4月	—	236,270	255,920	314,490
5月	—	236,270	255,920	314,490
6月	—	252,960	272,610	331,180
7月	—	251,920	271,570	330,140
8月	—	251,920	271,570	330,140
9月	—	251,920	271,570	330,140
10月	—	239,390	259,040	317,610
11月	—	245,500	265,150	323,720
12月	—	245,500	265,150	323,720
1月	—	206,580	226,230	284,800
2月	—	206,580	226,230	284,800
3月	—	249,990	269,640	328,210